別表六（二十七）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５の２第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑻」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

別表六の一一㈠の表中

公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）

を

配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託 債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。） 又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算	剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税

に、

剰余金の配当、利益の （合同運用信託、公社 を除く。）の収益の分配

、利益の配当、剰余金
債等運用投資信託（特
額の計算

に改め、同表の記載要領第一一号及び第一三号中「「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　⑴」」を「「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当　⑴」」に改める。

別表六の一一㈡の表中

連結所得金額又は連結欠損金額 （別表四の二「54の①」）

を

連結所得金額又は連結欠損金額 （別表四の二「55の①」）

に改め、同表の記載要領第一一号中「「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「54の①」）　⑵」」を「「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「55の①」）　⑵」」に改める。

別表六の一一㈡の二の表中

合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配

を

合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当

に改め、同表の記載要領第一一号中「「合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配　⑴」」を「「合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当　⑴」」に改める。

別表六の一一㈢の表を次のように改める。